様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和６年　６月　１０日

千葉県知事

熊谷　俊人　　殿

提出者　〒290-0067

住　所　千葉県市原市八幡海岸通５番の１

氏　名　株式会社レゾナックＤＳ事業部
市原生産センター長　塩見 大介

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　０４３６－４３－８６１１

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社レゾナックＤＳ事業部　市原生産センター
事業場の所在地	千葉県市原市八幡海岸通５番の１
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①　事業の種類	E29－電気機械器具製造業
②　事業の規模	前年度の製造品出荷額　　６３億円
③　従業員数	７６５名（請負企業従事者数２１２名を含む）
④　産業廃棄物の一連の処理の工程	【別紙１参照】

（日本工業規格　A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

【別紙２参照】

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】　下記以外の廃棄物は任意様式シート参照		
	産業廃棄物の種類＿	汚泥	廃アルカリ
	排出量	2552.4　t	520.7　t
	（これまでに実施した取組） ①廃液濃縮装置により廃アルカリ発生量を抑制をしている。 ②製造プロセス条件検討により、汚泥発生量の抑制を検討している。 ③カーボンスクラップの有価物化(リサイクル)を実施。 ④廃油の有価物化(再生利用)を実施		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類＿	汚泥	廃アルカリ
	排出量	3500　t	47.0　t
	（今後実施する予定の取組） ①製造プロセス条件検討により、廃液発生量の抑制を検討する。 ②分社化により、廃アルカリ発生量減(▲480t)が見込まれる。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 金属屑を分別し有価物して売却処理を行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現行の取組みを継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）
これまでに自社で産業廃棄物の再生処理を行ったことはない。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）
引き続き自社で産業廃棄物の再生処理を行う予定はない。

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）
これまでに自社で産業廃棄物の中間処理を行ったことはない。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）
引き続き自社で産業廃棄物の中間処理をする予定はない。

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類＿	汚泥	廃アルカリ
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）
これまでに自社で埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）
引き続き自社で埋立処分又は海洋投入処分をする予定はない。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和5年度）実績】　下記以外の廃棄物は任意様式シート参照

産業廃棄物の種類＿	汚泥	廃アルカリ
全処理委託量＿	2552.4 t	520.7 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.5 t	40.4 t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.1 t	t

（これまでに実施した取組）
工程から発生する木屑、ガラス屑は１００％再生利用出来る委託業者に処理を委託している。

	②計画	【目標】

産業廃棄物の種類＿	汚泥	廃アルカリ
全処理委託量＿	3500 t	47.0 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.1 t	40 t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.1 t	t

（今後実施する予定の取組）
新規廃棄物処理の契約締結時は、再生利用・熱回収業者を優先とし、埋立処理は極力避ける。

※事務処理欄	

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
	①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
		産業廃棄物の種類	廃プラ	木屑	廃酸	廃油	ガラス屑	廃電池類	廃蛍光灯類	金属屑
		排　出　量	30.4 t	21.6 t	10.6 t	1.0 t	0.9 t	0.6 t	0.3 t	0.0003 t
	②計画	【目標】								
		産業廃棄物の種類	廃プラ	木屑	廃酸	廃油	ガラス屑	廃電池類	廃蛍光灯類	金属屑
		排　出　量	16 t	11 t	14 t	1 t	0.4 t	0.3 t	0.2 t	0 t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項										
	①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
		産業廃棄物の種類	廃プラ	木屑	廃酸	廃油	ガラス屑	廃電池類	廃蛍光灯類	金属屑
		自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	②計画	【目標】								
		産業廃棄物の種類	廃プラ	木屑	廃酸	廃油	ガラス屑	廃電池類	廃蛍光灯類	金属屑
		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項										
	①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
		産業廃棄物の種類	廃プラ	木屑	廃酸	廃油	ガラス屑	廃電池類	廃蛍光灯類	金属屑
		自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
		自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	②計画	【目標】								
		産業廃棄物の種類	廃プラ	木屑	廃酸	廃油	ガラス屑	廃電池類	廃蛍光灯類	金属屑
		自ら熱回収を行う産業廃棄物の種類	t	t	t	t	t	t	t	t
		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃プラ	木屑	廃酸	廃油	ガラス屑	廃電池類	廃蛍光灯類	金属屑
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃プラ	木屑	廃酸	廃油	ガラス屑	廃電池類	廃蛍光灯類	金属屑
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃プラ	木屑	廃酸	廃油	ガラス屑	廃電池類	廃蛍光灯類	金属屑
	全処理委託量	30.4 t	21.6 t	10.6 t	1.0 t	0.9 t	0.6 t	0.3 t	0.0003 t
	優良認定処理業者への処理委託量	28.1 t	21.6 t	8.9 t	0.1 t	0.9 t	t	0.3 t	0.0003 t
	再生利用業者への処理委託量	t	21.6 t	t	t	0.9 t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.3 t	t	t	0.1 t	t	t	t	0.0003 t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃プラ	木屑	廃酸	廃油	ガラス屑	廃電池類	廃蛍光灯類	金属屑
	全処理委託量	16 t	11 t	14 t	1 t	0.4 t	0.3 t	0.2 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	14 t	11 t	14 t	0.1 t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	11 t	t	t	0.4 t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.1 t	t	t	0.1 t	t	t	t	t

別紙1　　産業廃棄物の一連の処理の工程

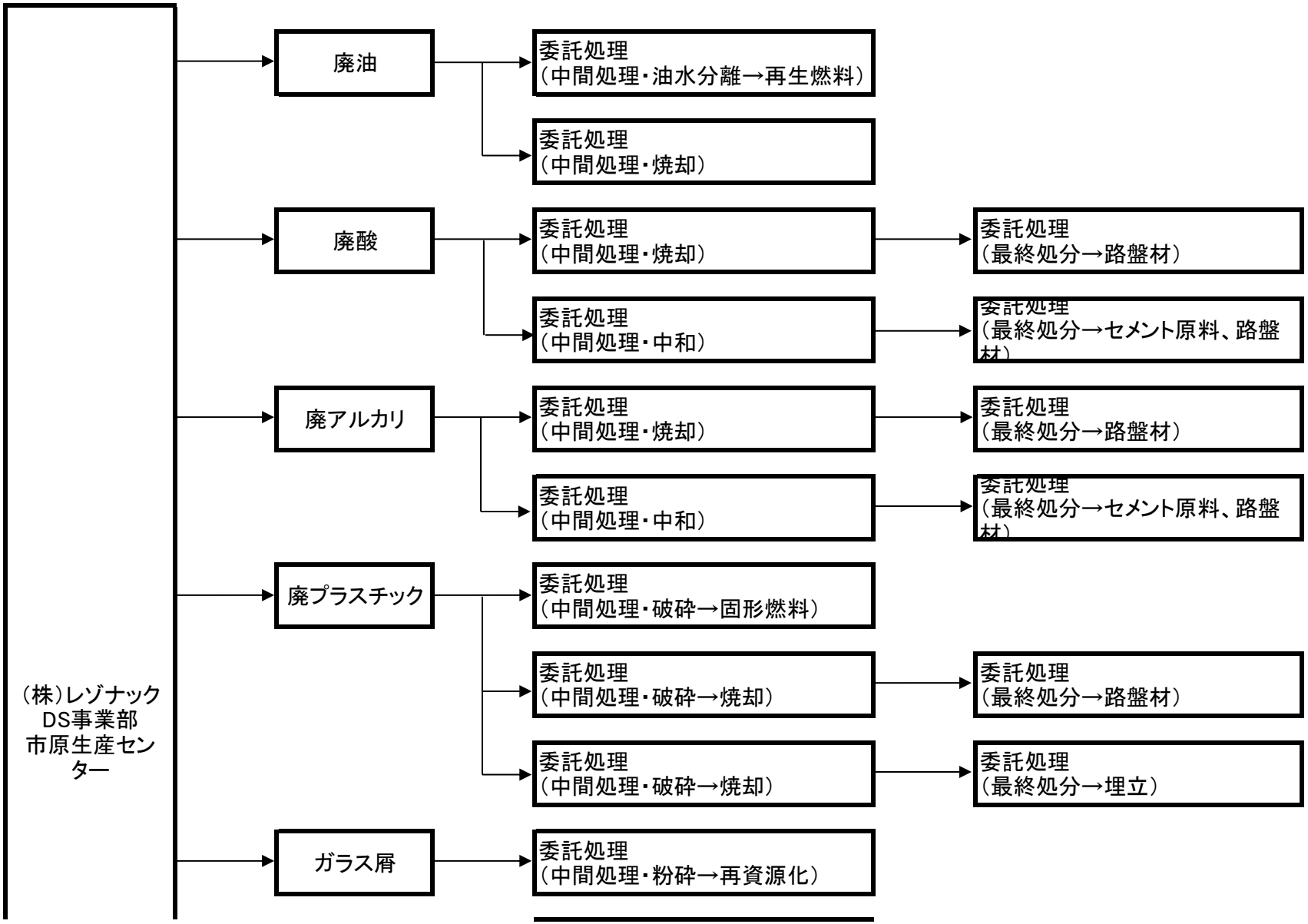

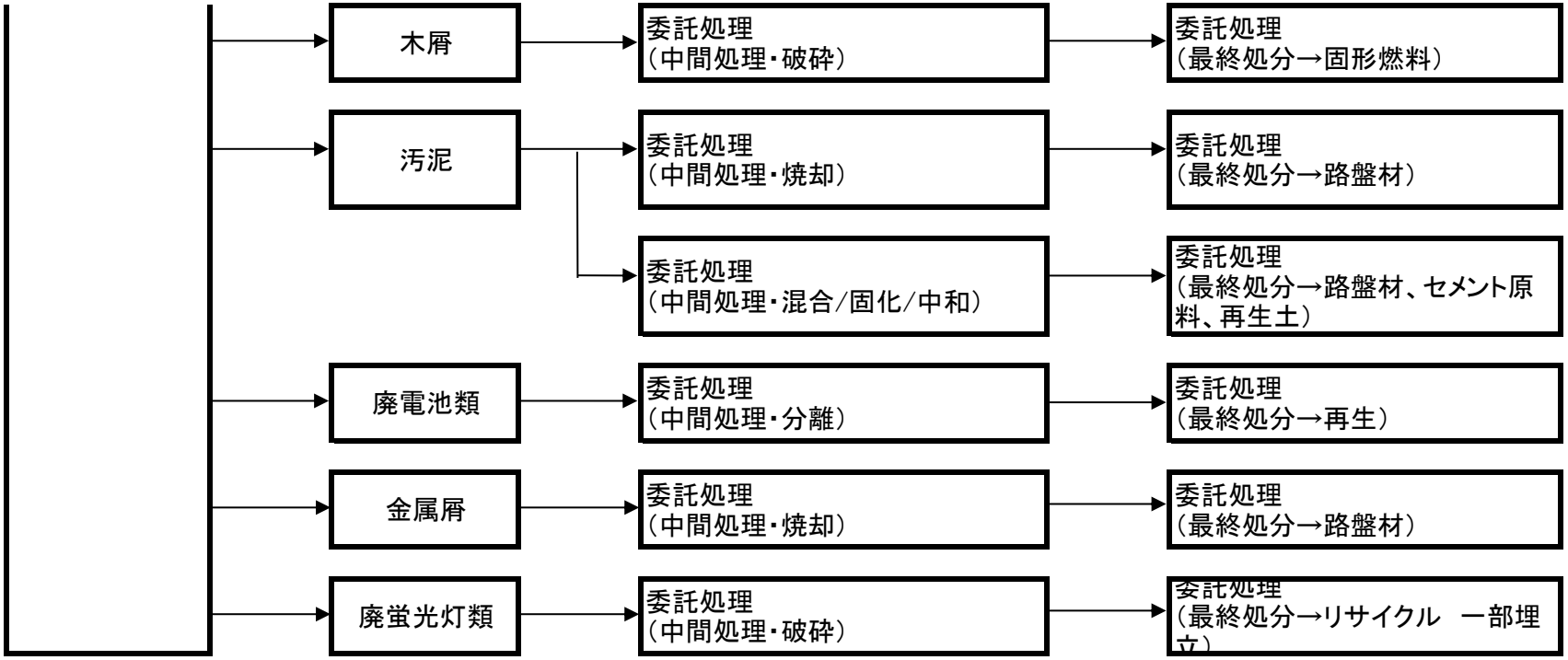
木屑
委託処理
（中間処理・破砕）
委託処理
（最終処分→固形燃料）
汚泥
委託処理
（中間処理・焼却）
委託処理
（最終処分→路盤材）
委託処理
（中間処理・混合/固化/中和）
委託処理
（最終処分→路盤材、セメント原料、再生土）
廃電池類
委託処理
（中間処理・分離）
委託処理
（最終処分→再生）
金属屑
委託処理
（中間処理・焼却）
委託処理
（最終処分→路盤材）
廃蛍光灯類
委託処理
（中間処理・破砕）
委託処理
（最終処分→リサイクル　一部埋立）

別紙２
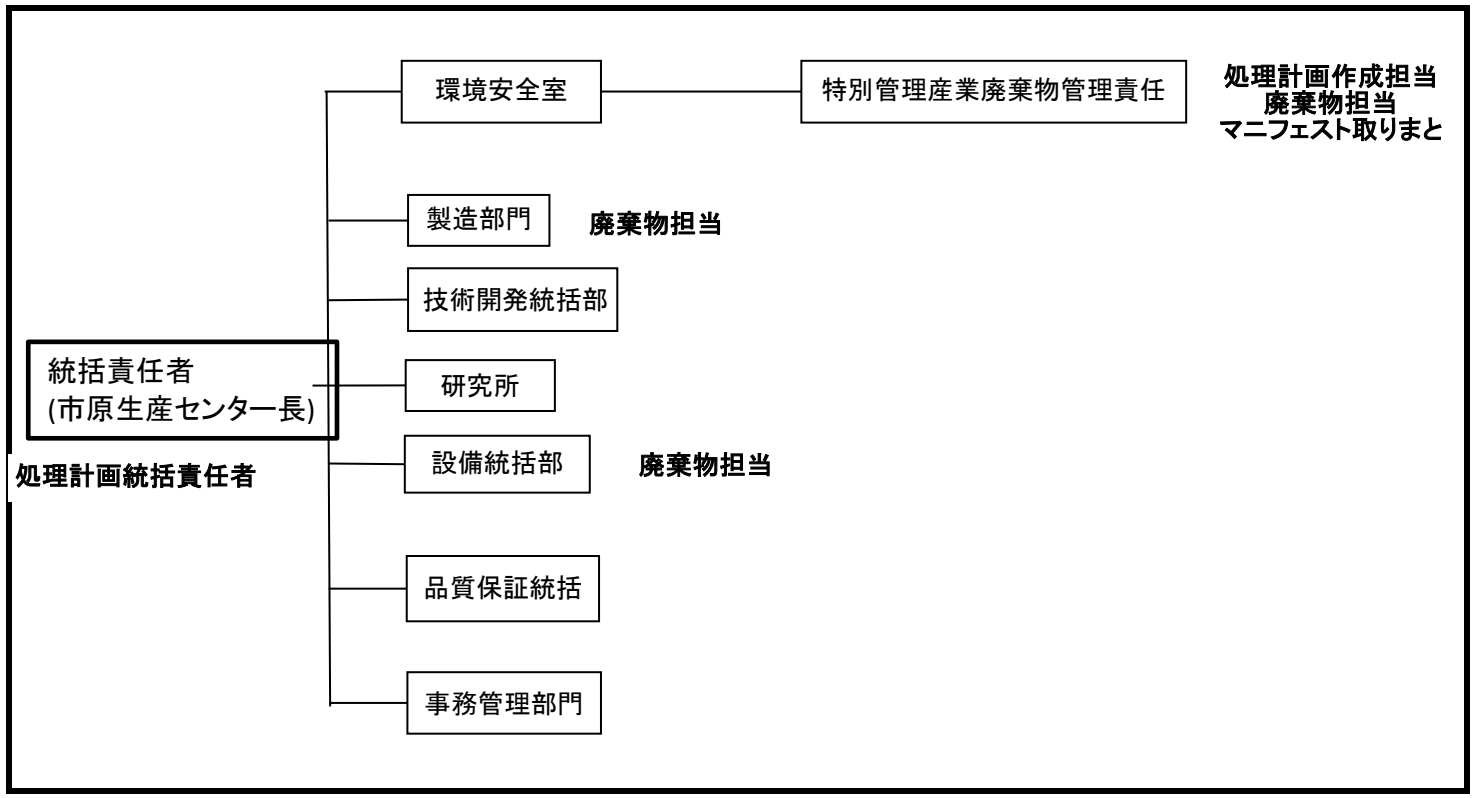
産業廃棄物管理体制図